

1. 自然再生推進法について

1-1. 自然再生とは

自然再生推進法における「自然再生」の定義は、第二条に規定されています。そして、自然再生を目的として実施される事業を「自然再生事業」といいます。

「自然再生」とは、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理することをいう。（自然再生推進法第二条）

解説

- ▶ 自然再生の「目的」は、過去に行われた事業や人間活動等によって損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことがあります。
- ▶ 開発行為等人为的改変により新たに損なわれる環境と同種のものをその近くに創出する「代償措置（ミティゲーション）」とは区別されます。
- ▶ 自然再生には多様な主体が参加します。（行政機関、地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等）
- ▶ 自然再生（事業）の「対象」は、陸域の森林、草原、里地里山、陸水域の河川、湖沼、湿原、海域の砂浜、干潟、藻場、サンゴ礁など、多様な生態系になります。
- ▶ 自然再生（事業）としては、「保全」、「再生」、「創出」、「維持管理」が該当します。4つの行為のうち1つ以上が該当すれば「自然再生（事業）」として扱われます。

保全	良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為
再生	人間活動や開発等により自然環境が損なわれた地域、あるいは自然資源の利用や維持管理を通じた自然に対する人間の働きかけの減少により二次的な自然環境が劣化した地域において、それらの自然環境を取り戻す行為
創出	大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為
維持管理	再生された自然環境の状況をモニタリングし、その状態を長期間にわたって維持するため必要な管理を行う行為

※自然再生の概念には、「代償措置（ミティゲーション）」は含まれない。



チェックポイント



- 自然再生（事業）は、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的としていますか。
- 自然再生（事業）は「保全」「再生」「創出」「維持管理」に該当していますか。（4つうち1つ以上に該当することが必要です）
- 自然再生（事業）は河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境のいずれかを対象としたものとなっていますか。
- 自然再生事業は代償措置（ミティゲーション）になっていませんか。（代償措置は自然再生事業に該当しません）